

令和 8 年度 周防大島町一般廃棄物処理実施計画

1 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画期間

本計画は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 計画対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条に規定する一般廃棄物のうち、固形状のものは家庭や事業所から排出されるごみとし、液状のものはし尿及び浄化槽汚泥とする。

なお、本計画の対象外廃棄物は次の表に示すとおりとする。

区分	処理・処分先
収集・処理困難物	販売店、専門業者、医療機関に依頼又は相談
	バイク、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、消火器、発煙筒、ガソリン、シンナー、感染性医療廃棄物

4 処理区域

周防大島町全域

5 一般廃棄物処理実績及び見込み

区 分	令和 7 年度実績	令和 8 年度見込み(※)
ご み	3, 9 3 4 t	3, 8 6 7 t
し尿及び浄化槽汚泥	1 3, 0 0 0 kℓ	1 2, 0 8 3 kℓ

※一般廃棄物処理計画より

	令和 7 年 3 月 3 1 日現在	令和 8 年 3 月 3 1 日現在
人 口	1 3, 3 8 0 人	1 2, 9 9 8 人
世 帯	7, 9 1 3 戸	7, 7 5 9 戸

参考：一般廃棄物処理実績の推移

・ごみ

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
人口推移		14, 656	14, 120	13, 762	13, 380	12, 998
ごみ総計		4, 338	4, 336	4, 091	3, 961	3, 934
内 訳	燃やせるごみ	3, 608	3, 613	3, 364	3, 272	3, 286
	容器包装プラスチック	94	94	95	92	87
	その他プラスチック	153	159	156	148	138
	空ビン	107	100	96	89	85
	空カン	36	34	33	31	26
	ペットボトル	30	31	32	31	30
	金属類	148	139	133	127	116
	埋立ごみ	70	68	75	67	62
	粗大ごみ	7	9	9	9	9
	有害ごみ	8	7	7	7	7
	古紙・古布	77	82	91	88	88

・し尿、浄化槽汚泥

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
人 口 推 移 (人)		14, 656	14, 120	13, 762	13, 380	12, 998
総 合 計 (kℓ)		14, 393	14, 087	14, 416	14, 039	13, 000
内 訳	し 尿 (kℓ)	2, 838	2, 526	2, 488	2, 497	2, 262
	浄化槽汚泥 (kℓ)	11, 555	11, 561	11, 928	11, 542	10, 738

6 収集・運搬に関すること

(1) 固形状の一般廃棄物の分類

- 「生活系ごみ」・・・一般家庭からごみ集積所へ集められたものを本町が委託した収集事業者が収集運搬するごみ
- 「直接搬入ごみ」・・・個人または事業者が直接本町の処理施設へ搬入するごみや事業所が収集運搬の許可を持つ収集業者に委託して本町の処理施設へ搬入するごみ

(2) 「生活系ごみ」及び「直接搬入ごみ」の収集・運搬形態

「生活系ごみ」及び「直接搬入ごみ」の収集頻度、排出方法及び集積方法は次のとおり

分別区分			収集 頻度	排出方法	集積方法	収集形 態		
生活系ごみ	燃やせるごみ		2回/週	茶色指定ﾌﾞﾗｸﾞ	ステーション収集	収集委託業者		
	埋立ごみ		1回/月	指定麻袋(ﾊﾞｰｼﾞｭ)				
	有害ごみ	乾電池	4回/年	コンテナ ボックス				
		蛍光灯		指定ﾈｯﾄ(青)				
		体温計(水銀計)						
		ｽﾌﾟﾚｰ缶						
	粗大ごみ		3回/年	有料ｽﾃｯｶｰ				
	資源回収品目	空カン	1回/月	指定ﾈｯﾄ(青)				
		空ビン(透明)	1回/月	コンテナ(白)				
		空ビン(茶)		コンテナ(黄)				
		空ビン(その他)		コンテナ(青)				
		容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	2回/月	透明指定ﾌﾞﾗｸﾞ				
		その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1回/月	透明指定ﾌﾞﾗｸﾞ				
		ﾍﾞｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1回/月	指定ﾈｯﾄ(赤)				
		金属類	1回/月	指定麻袋(緑)				
	特定家庭用機器		随 時	リサイクル料金・ 収集運搬手数料	訪問回収	収集委託業者 量販店又は		
	家庭用パソコン	町での回収の場合	随 時	無料回収	生活衛生課及び各 総合支所 窓口	排出者		
		連携業者での回収の場合		無料回収 ※条件あり	自宅回収			
直接搬入ごみ	燃やせるごみ		排出者自らの責任で行う他、町の許可業者による					
	埋立ごみ							
	有害ごみ							
	粗大ごみ							
	資源回収品目	空カン						
		空ビン						
		容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ						
		その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ						
		ﾍﾞｯﾄﾎﾞﾄﾙ						
金属類								

(3) 「生活系ごみ」及び「直接搬入ごみ」の処理形態

「生活系ごみ」及び「直接搬入ごみ」の搬入先は次のとおり

区 分	搬入先
燃やせるごみ	周防大島町清掃センター 周防大島町大字棕野字堺 5-12
埋立ごみ	周防大島町環境センター 周防大島町大字西安下庄字大泊り 3720-1
有害ごみ	
粗大ごみ	
資源回収品目	
特定家庭用機器	
家庭用パソコン	

(4) 液状の一般廃棄物の分類

- し尿 . . . 一般家庭及び事業所に設置されている便槽から本町が許可した業者が収集運搬するし尿
- 浄化槽汚泥 . . . 一般家庭及び事業所に設置されている浄化槽から本町が許可した業者が収集運搬する浄化槽汚泥

(5) 「し尿」及び「浄化槽汚泥」の収集・運搬形態及び搬入先

「し尿」及び「浄化槽汚泥」の収集頻度及び収集形態、搬入先は次のとおり

区 分	収集頻度	収集形態	搬入先
し尿	随 時	許可業者	周防大島町衛生センター 周防大島町大字日見字浜田 116-1 ※情島のみ
浄化槽汚泥			情島衛生センター 周防大島町大字伊保田 132

7 処理施設の概要

収集した一般廃棄物について、次の施設で適正に中間処理及び最終処分を行う。

1) ごみ処理施設

① 中間処理施設

◆燃やせるごみ

施設名称	周防大島町清掃センター
施設種類	焼却施設
所在地	周防大島町大字棕野字堺5番地12
処理能力	22t/8h (11t/8h×2)
処理方式	機械化バッチ式燃焼炉
竣工年月	平成10年3月

◆燃やせないごみ

施設名称	周防大島町環境センター リサイクル施設
施設種類	リサイクル施設
所在地	周防大島町大字西安下庄字大泊り3720番1
処理能力	8t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・破碎
竣工年月	平成19年11月

② 最終処分施設

施設名称	周防大島町環境センター 最終処分場
施設種類	最終処分場
所在地	周防大島町大字西安下庄字大泊り3720番1
処理能力	2,700m ² (埋立面積) 16,000m ³ (埋立容量)
処理方式	管理型 (被覆型)
竣工年月	平成19年11月

2) し尿処理施設

◆周防大島町内（情島除く）

施設名称	周防大島町衛生センター
施設種類	し尿及び浄化槽汚泥
所在地	周防大島町大字日見字浜田 1 1 7 番地 1
処理能力	4 0 kℓ/日 (し尿：3 6 kℓ/日、浄化槽汚泥：4 kℓ/日)
処理方式	標準脱窒素処理方式
竣工年月	昭和 6 0 年 8 月

◆情島

施設名称	情島衛生センター
施設種類	し尿
所在地	周防大島町大字伊保田 1 3 2 番地
処理能力	0 . 3 kℓ/日
処理方式	高負荷標準脱窒素処理方式
竣工年月	昭和 6 3 年 4 月

8 ごみの排出抑制に向けた取り組み

◆周防大島町の目指すべき姿：循環型社会の創造

◆基本方針

1) 3R運動の推進

- ① もったいない意識の醸成
 - ・ 広報やホームページ等からの情報発信
 - ・ 環境学習等の充実
- ② 発生・排出削減
 - ・ マイバック持参等の推進
 - ・ スーパーマーケット等の店頭回収推進
 - ・ 漂着漁業資材の再利用の推進
 - ・ 指定ごみ袋制度の推進
 - ・ 食品ロス削減の推進
- ③ 再資源化
 - ・ 分別収集の徹底
 - ・ 集団回収支援の推進
 - ・ グリーン購入の推進
 - ・ 使用済小型家電のリサイクルの推進
 - ・ 古紙の再資源化検討
 - ・ プラスチックの再資源化検討

2) ごみ適正処理の推進と啓発

- ① 収集・運搬
 - ・ 高齢者のごみ出し支援の検討
 - ・ 事業系ごみの適正な監督方法の検討
- ② 中間処理
 - ・ 周防大島町清掃センターの適正管理と延命化及び広域処理の検討
 - ・ 周防大島町環境センター（リサイクル施設）の適正管理
- ③ 最終処分
 - ・ 焼却灰のセメント原料化
 - ・ 周防大島町環境センター（最終処分場）の適正管理
- ④ その他
 - ・ 在宅医療廃棄物への対応
 - ・ 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応
 - ・ 災害廃棄物の適正かつ迅速処理
 - ・ 温室効果ガス削減対策

3) 海ごみ対策等の推進

- ・ 海ごみ対策の推進
- ・ 不法投棄対策等の強化

9 生活排水処理対策の取り組み

1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行っており、引き続き許可業者による収集・運搬を行うものとする。

2) 中間処理・最終処分及び施設維持管理計画

① 中間処理

周防大島町衛生センター及び情島衛生センターにおいて適正処理を行う。

② 最終処分

発生する汚泥については堆肥化等、資源化を推進し、し渣等は周防大島町清掃センターにて焼却処理する。

③ 施設の維持管理

周防大島町衛生センター及び情島衛生センターにおいては竣工後35年以上経過していることから、定期補修に加え必要に応じ延命化を行いながら適正処理が行えるよう施設の維持管理を行う。

3) 住民に対する広報・啓発活動

① 住民・事業者に対する啓発活動

生活排水の流入する河川及び海域の環境負荷を軽減するため、住民や事業者に対し生活排水処理事業の重要性について啓発に努める。